

## 【重要】利用選考基準（採点区分・点数等）の変更について

入所選者における利用選考基準（採点区分・点数等）につき、令和8年4月入所選者より下記のとおり変更します。

### ① 就労予定、就学予定、自営中心者、自営協力者、個人事業主を廃止し、就労・就学に統合

- ・申込時点での状態（実際に就労しているのか、まだ予定の段階なのか）に関わらず、入園月時点で就労されているかどうかに基づき採点することとします。
- ・就学についても同様の取扱いとします。
  - ※就労（就学）開始日は、入園月当中である必要があります。（開始日が入園月の翌月以降の場合、要件不足として選考されません。）
  - 【例】令和8年4月入所の場合、4月中の就労開始が必須（5月1日以降の場合、要件不足となります）。

- ・自営業や個人事業主（訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む）の方について、これまでの職業区分による採点から、雇用されている方（会社員など）と同様に、勤務時間に応じた採点とします。

※自営業等の方は、従来どおり、就労証明書に加えて添付書類（開業届、確定申告書の控え等）の提出が必要です。

※就労時間に応じた点数になるため（最大 30 点～最小 16 点）、現在の就労時間が、提出済みの就労証明書等に記載されている就労時間から増減している場合、必ず再提出ください。

（例）現在は週 40 時間以上就労しているが、前回提出分（入所申込や現況届）の就労証明書には週 30 時間と記載 ⇒ 再提出がなければ、週 30 時間以上（24 点）で採点されます。

ご注意  
ください！

### ② 自営業で確定申告を専従者（103万円以上）で申告している場合（+3点）の廃止

上記①（自営業などについて、職業区分による採点から勤務時間に応じた採点に変更）に伴い、専従者加点を廃止します。

### ③ 一時保育に預けている（1日あたり4時間以上、週3日以下）につき、預かり日数の下限を設定

保育の利用日数につき週1日以上と下限を設定します。これにより、利用日数が週1日未満（月1日など）である場合は加算対象外となります。なお、一日あたりの利用時間（4時間以上）については変更ございません。

※育児休業中は加算対象外です。

### ④ 兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合の点数変更（+2点から+3点へ）

従来の+2点から+3点へ変更します。

※兄弟姉妹の在籍施設を第一希望以外に記入された場合は、加算対象外となります。

### ⑤ 多胎児（双子等）が同時に申込をする場合の点数変更（+2点から+3点へ）

従来の+2点から+3点へ変更します。

### ⑥ 多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹の同時申込加算の新設（+2点）

多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹が同時に入所申込をする場合の加算（+2点）を新設します。

※別園申込でも加算対象となりますが、転所申請の場合は加算対象外となります。

問い合わせ先：高槻市保育幼稚園事業課（TEL：072-674-7692）